

定額制の各契約種別における再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

区分		再生可能エネルギー 発電促進賦課金単価		
		平成25年4月分	平成25年5月分以降※2	
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10Wまでの1灯につき※1	85銭	1円36銭
		10Wをこえ20Wまでの1灯につき	1円71銭	2円72銭
		20Wをこえ40Wまでの1灯につき	3円42銭	5円44銭
		40Wをこえ60Wまでの1灯につき	5円13銭	8円16銭
		60Wをこえ100Wまでの1灯につき	8円54銭	13円59銭
		100Wをこえる1灯につき100Wまでごとに	8円54銭	13円59銭
	小型機器	50VAまでの1機器につき	2円55銭	4円06銭
		50VAをこえ100VAまでの1機器につき	5円10銭	8円12銭
		100VAをこえる1機器につき100VAまでごとに	5円10銭	8円12銭
臨時電灯A (1日につき)	総容量が50VAまでの場合	7銭	11銭	
	総容量が50VAをこえ100VAまでの場合	14銭	22銭	
	総容量が100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに	14銭	22銭	
	総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合	1円38銭	2円19銭	
	総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに	1円38銭	2円19銭	
臨時電力	契約電力0.5kWの場合 1日につき	73銭	1円15銭	
	契約電力1kW以上の場合 1kW 1日につき	1円45銭	2円30銭	
深夜電力A	1契約につき	22円00銭	35円00銭	
農事用電力 (脱穀調整用電力) (1日につき)	契約電力0.5kW	36銭	58銭	
	契約電力1kW	72銭	1円15銭	
	契約電力2kW	1円45銭	2円30銭	
	契約電力3kW	2円17銭	3円45銭	
	契約電力3kWをこえ1kWを増すごとに	72銭	1円15銭	

(注) 上記単価には消費税等相当額を含みます。

※1 供給約款等以外の供給条件(定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置)の適用を受ける場合

※2 本日改正された経済産業省令により、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、5月分から翌年4月分の電気料金に同じ額を適用することが示されました。